

(案)

平成 29 年度 千葉市あんしんケアセンター運営方針 (案)

I 地域包括ケアシステムの構築について

本市では、今後、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、中長期的な視点で、本市が推進すべき超高齢社会対策を取りまとめた指針『千葉市中長期的な高齢者施策の指針【平成 28～37 年度】（以下「指針」という）』及び『千葉市高齢者保健福祉推進計画（第 6 期介護保険事業計画）（以下「介護保険計画」という）』に基づき、高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしをすることができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを継続して提供する「地域包括ケアシステム」の構築・推進に取り組みます。

あんしんケアセンターは、前述の指針及び介護保険計画の中に、地域包括ケアシステムを推進する上での中心的役割を担う機関として位置づけており、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置している機関です。

あんしんケアセンターにおける「地域包括ケアシステムの構築・推進」にあたっては、本運営方針の他、前述の指針及び介護保険計画に基づき推進が図られるよう、各地域における地区特性や地域の実情に応じ、効果的に取り組むものとします。

II 地域包括ケアシステム構築に向けた基本方針

あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組みます。

1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 医療機関や訪問看護ステーション等関係機関との事例検討会や研修等により連携を深め、多職種協働による在宅医療・介護の連携体制の基盤づくりに取り組みます。また、在宅医療や介護に関する情報収集に努めます。

(2) 高齢者の自立支援に向け、多職種の様々な視点から個別ケースを支援できるよう、地域ケア会議を活用し、各々の持っている情報を共有するとともに課題の抽出や検討を行います。なお、地域ケア会議では、個別ケースのみでなく、地域課題についても取り上げていきます。

2 認知症施策の推進

「認知症になっても安心してくらするまち」を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム、医療機関等と連携を図り支援するとともに、地域の認知症に関する理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組みます。

(案)

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進

「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを始め、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の取り組みを推進します。

特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が展開されていくよう、行政・民生委員・自治会・地区社協などの関係者（団体）及び生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携を密に行い、情報収集及び情報発信に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけます。

Ⅲ 具体的な事業運営について

あんしんケアセンターは、公益的な機関として高齢者に関する様々な課題や相談に対応するとともに、地域住民とともに、地域のネットワークを構築しながら地区特性に応じた活動を行います。

なお、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門知識や技能を活かすことで、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えます。

1 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指します。

適切で効果的なサービスの利用に繋げるために、関係者間で情報を共有し評価を行う他、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがいがづくり」等についても配慮し、住民主体の集いの場やその他のインフォーマルサービス等も、個々のニーズに合わせて活用します。

なお、ケアマネジメント実施にあたっては、介護予防支援と一体的に提供できるよう配慮するとともに、住民主体の通いの場の利用を推進します。

2 総合相談支援

- (1) 相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。
- (2) 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応します。
- (3) 総合相談支援事業を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するとと

(案)

もに、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、適切な支援を行います。

(4) 更なる問題の発生を防止するため、適切な支援と継続的な見守りを行うとともに、サービス提供機関や専門相談機関、団体等の把握などを行い、地域の様々な関係者とのネットワーク構築を図ります。

3 権利擁護

権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即したサービスや機関につなぐ等の適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。

また、相談窓口の周知及び知識の普及のため、市民や各種関係機関に対し「高齢者虐待防止」「成年後見制度」「消費者被害防止」等の啓発活動に努めます。

(1) 高齢者虐待への対応

通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」により、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行います。

また、「高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要」と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用につながるよう支援します。

なお、具体的には、「千葉市高齢者虐待防止マニュアル」に沿って対応します。

(2) 成年後見制度の活用

制度を有効に活用できるよう周知に努めるとともに、認知症など判断能力の低下がみられる場合には、家族や親族に成年後見制度について説明し、必要に応じて成年後見支援センター等につなげていきます。

また、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに、市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行います。

(3) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、高齢者・その家族・民生委員・介護支援専門員等に向け、情報提供を行えるよう体制づくりに取り組みます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

あんしんケアセンターは、「関係機関との連携体制構築・強化」「介護支援専門員に対する支援」等を行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行います。

(1) 関係機関との連携体制構築・強化

(案)

ア 関係機関及び関係者とのネットワーク構築

あんしんケアセンターは、各保健福祉センター、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社協地区部会、町内自治会、ボランティア、老人クラブなどの関係者（団体）に働きかけ、地域特性や状況に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携を図ります。

イ 地域の高齢者の把握及び適切な支援と地域のネットワーク

あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し地域の関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組みます。

なお、高齢者の支援や地域での取り組みにあたっては、上記アのネットワークを活用します。

(2) 地域ケア会議の実施

ア 地域ケア会議・多職種連携会議の開催

あんしんケアセンターは、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境の整備に努めます。具体的には、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の手法の一つである「地域ケア会議」「多職種連携会議」を開催し、連携体制を支える共通の基盤の構築・強化に努めます。

あんしんケアセンターが実施する地域ケア会議では、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点からの検討を行い、個別課題の解決をはじめ、ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発・地域づくりや必要に応じて政策形成への提言を行います。

なお、開催頻度については、次の表を目安とします。

表

地域ケア会議の内容	開催頻度
困難事例の検討	必要に応じて随時
ケアマネジメント支援	圏域毎に年1回以上
多職種連携の推進	地域の状況に応じ開催 (区毎若しくは圏域毎に年1回以上)
統計・調査結果・相談実績等、データを活用した地域課題検討	地域の状況に応じ開催 (圏域毎に年1回以上) ※対象とする地域の選定にあたっては、優先順位・必要性を十分に検討します

イ ケアマネジメント支援のための地域ケア会議

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目指し、多職種が個別ケースの支援内容を検討し、高齢者の課題解決を図るとともに、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、あんしんケアセンターは、市と協力して「ケアマネジメント支援のための地域ケア会議」を開催します。

(案)

なお、市は、多職種による会議のスムーズな運営に向け、あんしんケアセンターを支援するとともに、事例の蓄積と会議により抽出された地域課題の集約を通して、市単位で解決すべき課題についての検討に努めます。

ウ 協力体制の確保

あんしんケアセンターは地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求められるよう、日頃から協力体制の確保に努めます。

(3) 介護支援専門員に対する支援

あんしんケアセンターは、介護支援専門員に対し、支援困難ケースへの対応に関する相談や支援を実施するほか、資質の向上を図るため、事例検討会及び研修会を開催します。

また、地域包括ケア体制を構築するために、介護支援専門員同士のネットワークの構築に取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業者、行政などの関係機関との連携を図り、地域における多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。

5 一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発

元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、広く介護予防の普及啓発に努め、介護予防事業への参加を促します。

また、総合相談業務や地域活動において基本チェックリスト等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいづくりにつながるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整えます。

(2) 地域介護予防活動支援

地域において、介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行います。特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が展開されていくよう、地域におけるネットワークを活用しながら取り組みます。

IV 市との連携

(1) 関係部署との連携及びネットワーク構築

あんしんケアセンターと市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）は、互いに業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めます。

(2) あんしんケアセンターの機能強化、職員の資質向上

あんしんケアセンターは、職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組む他、市または各関係団体が主催する会議・研修会等に積極的に出席します。

(案)

(3) 市の役割

市は、次の①から⑥について役割を担い、あんしんケアセンターのサービスの質を保つとともに機能強化に向け推進します。

- ①あんしんケアセンターの統括・連携調整
- ②支援困難ケースへの同行及び対応についての助言等
 - ・個別ケースへの支援にあたっては、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。
 - ・高齢者虐待ケースへの対応についても、関係部署と連携し、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に従って対応します。
- ③地域ケア会議の運営に係る助言・支援
- ④職員の資質向上を図るための研修企画
- ⑤あんしんケアセンター運営に係る好事例についての情報収集と情報提供等、後方支援体制の構築
- ⑥管理者会議・職種別会議等による情報交換及び課題共有の場の提供

V 効果的なセンター運営の継続

市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくために、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすあんしんケアセンターの安定的・継続的な事業運営を行います。

- (1) あんしんケアセンターが自らの取り組みを振り返り、自己点検・自己評価を実施するとともに、市があんしんケアセンターの運営や活動を実地調査し、効果的な取り組みの充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取り組みを行い、一定の運営水準の確保に努めます。
- (2) あんしんケアセンターは、センターの円滑な利用やその取り組みに対する理解が促進されるよう、業務内容や運営状況等を幅広く周知するよう努めます。また、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」も活用しながら、あんしんケアセンターの情報を地域住民等に向けて公表します。

VI 公正・中立性の確保

あんしんケアセンターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

- (1) あんしんケアセンターの運営費用は、市民の負担する税金や介護保険料によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。
- (2) あんしんケアセンターは指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当しますが、その際、高齢者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。

VII 客観性の確保

各業務の評価や公平・中立性の確保等、あんしんケアセンター運営に係る事項については、公開される会議であり、有識者等の他、公募委員で構成される「千葉県社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会」に諮り、あんしんケアセンター運営の客観性に配慮します。

(案)